

# ○津山工業高等専門学校学生会規約

昭和38年4月1日

制 定

改正 昭和45年5月7日改正 平成12年5月2日改正

## 第1章 名称

第1条 本会は、津山工業高等専門学校学生会と称する。

## 第2章 目的

第2条 本会は、津山工業高等専門学校学生準則に基づき、学生相互の問題を自主的に処理することにより、心身を練磨し、会員相互の親睦を図り、津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学問の場にふさわしい、自由な校風を作することを目的とする。

## 第3章 構成

第3条 本会は、本校全学生をもって構成する。ただし、専攻科生については、この限りでない。

## 第4章 組織

### 第1節 総則

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 評議会
- (3) 執行部中央執行委員会（以下「中執委」という。）
- (4) 事務部
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査役

### 第2節 総会

第5条 総会は、全会員をもって構成する。

第6条 総会は、本会における最高議決機関である。

第7条 総会は、次の事項を審議し、議決・承認する。

- (1) 予算及び決算の承認
- (2) 年間事業計画の承認
- (3) 本会会費の変更
- (4) 本規約の改正

- (5) 評議会及び中執委の解散の承認
- (6) その他評議会及び総会で必要と認められた重要事項の議決承認

**第8条** 定期総会は、4月から6月までの間と、1月から3月までの間の年2回行うものとし、会長がこれを招集する。

**第9条** 会長は、次の場合には、臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 全会員の5分の1以上の署名による請求があった場合
- (2) 評議会の請求があった場合
- (3) 中執委の請求があった場合

**第10条** 総会は、事務部総会、評議会運営係によって運営される。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

**第11条** 総会は、全会員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、原則として出席者の過半数で決する。

### 第3節 評議会

**第12条** 評議会は、会長、副会長及び評議員をもって構成する。

**第13条** 評議会は、総会に次ぐ議決機関である。

**第14条** 評議会は、執行長を解任することができる。

**第15条** 評議会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 中執委より提出された年間事業計画案、年間予算案及び一般議案
- (2) 評議員より提出された事項
- (3) 評議会議長及び執行長の選出
- (4) 執行長不信任案
- (5) 評議会の運営細則、選挙管理細則、会計細則及びその他の細則の決定及び改正
- (6) 部の新設及び廃止
- (7) 評議会が解散されないで執行長が辞任し、執行長の辞任を総会が認めた日から10日以内に新しい執行長を選出すること。

**第16条** 次の場合には、評議会議長は臨時評議会を招集しなければならない。

- (1) 全評議員の4分の1以上の署名による請求があった場合
- (2) 中執委の請求があった場合
- (3) 選挙管理委員会、監査委員会及び事務部の請求があった場合
- (4) 評議会議長が必要と認めた場合
- (5) 学生会役員からの請求があった場合

**第17条** 評議会の事務は、事務部の総会・評議会運営係が行う。

**第18条** 評議会は、全評議員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

**第19条** 評議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、評議会議長の決するところによる。

**第20条** 評議会が必要と認めたときは、若干名の評議員よりなる小委員会を置くことができる。

**第21条** 前条の小委員会は、次のことを行うものとする。

- (1) 長期的な審議、検討の必要な事項の解決案の作成
- (2) 細則等の原案作成

**第22条** 評議会の下部組織として、クラス会議を置く。

- 2 クラス会議は各クラスを単位とし、クラスの全員をもって構成する。
- 3 クラス会議は、評議員を選出し、これを評議会へ送る。
- 4 クラス会議の議長は、評議員がこれに当たる。

#### 第4節 執行部

**第23条** 執行部は、中執委、文化局、運動局、小委員会及び特別委員会よりなる。

- 2 執行部は、執行長が統括する。

**第24条** 中執委の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 執行長
- (2) 副執行長
- (3) 文化局長
- (4) 運動局長
- (5) 小委員会委員長
- (6) 特別委員会委員長

- 2 中執委委員長は、執行長がこれを行う。

**第25条** 中執委は、次の事項を行う。

- (1) 文化局、運動局及び執行部内の小委員会を統括して、本会の事業を執行する。
- (2) 年間事業計画案の作成
- (3) 評議会に提出する議案の作成
- (4) 本会の運営に関する具体案の作成

- 2 中執委は、評議会に対して、その活動全般について責任を負う。

**第26条** 執行長は、評議会を解散することができる。ただし、評議会が解散した場合は、同時に執行長は辞任する。

2 執行長の解任は、文書をもって行う。

**第27条** 文化局及び運動局は、おのおの相当数の部をもって構成する。

**第28条** 前条の部は、4月及び10月に行われる一斉登録による部員をもって構成する。

**第29条** 第27条の部は、毎年2月に、執行部で審議されたのち評議会に提出され、存続の認可を得なければならない。

2 部の新設を希望する場合も前項に準ずる。

3 各部は、毎年4月に部の実態及び年間活動計画を評議会に報告しなければならない。

**第30条** 小委員会は、執行長が必要と認めた場合に、評議会の承認を経て設けられる。

2 小委員会は、その活動の実態を執行長を通じて評議会に報告するとともに、委員長、人数及び活動内容などについて明確にしなければならない。

**第31条** 特別委員会は、大規模な学生会行事を行う場合に設けられる。

**第32条** 特別委員会は、特別委員会委員長が統括する。

2 特別委員会の人事は、執行長が評議会に報告し、その承認を受けなければならない。

#### 第5節 選挙管理委員会

**第33条** 選挙管理委員会は、会長及び評議員選出の選挙を管理する。

**第34条** 選挙管理委員会は、会長の任命する委員長と、各クラスより選出された各1名の委員をもって構成する。

#### 第6節 監査役

**第35条** 監査役は、次の監査を行い、その監査結果を評議会に報告し、全学生に公表しなければならない。

- (1) 年度末に行う会計監査及び必要に応じて行う会計監査
- (2) 年間事業の監査
- (3) 必要に応じて行う学生関係の監査

#### 第7節 事務部

**第36条** 事務部は、事務長及び事務部員をもって構成する。

**第37条** 事務長は、任命された日から10日以内に、事務部員を会員中から委嘱する。

2 前項の人事は、その期間内に、事務長が全学生に掲示する。

**第38条** 事務部に総会・評議会運営係、書記係及び会計係の3係を設ける。

2 係長は、事務長が会員に委嘱する。

3 事務長は、事務部を統括する。

**第39条** 事務部は、次の事務を行う。

(1) 学生会各機関の庶務及び連絡

(2) 校外の諸団体との連絡折衝

## **第5章 役員の種類、任務及び任期**

### **第1節 会長及び副会長**

**第40条** 会長は、全学生のうちから全学生が選挙する。

2 前項の選挙は、毎年1月から3月までの間に行う。

**第41条** 会長は、学生会の代表として、これを統括する。

**第42条** 会長は、選出された後2週間以内に選挙管理委員会委員長、監査役及び事務長を任命する。

**第43条** 会長は、入学式から10日以内に評議会を設置する。ただし、会長は評議会を解散することはできない。また、執行長を解任することもできない。

**第44条** 会長は、辞任することができない。ただし、やむを得ない場合に、副会長を会長にすることについて、評議会の承認があったときには、この限りでない。

**第45条** 副会長は2名とし、会長が、会長選挙後10日以内に任命する。

**第46条** 会長は、中執委解散のときには、再びこれが設置されるまでの間本会を運営する。

2 評議会の解散を総会が承認したときは、会長は、10日以内に新たに評議会を設置しなければならない。

### **第2節 評議会議長、執行長、選挙管理委員会委員長及び事務長**

**第47条** 評議会議長は、評議会を統括し、議事を運営する。

2 議長は、評議員の互選により選出する。

**第48条** 評議会副議長は1名とし、議長が、評議員の中から任命する。

2 副議長は、議長を補佐する。

**第49条** 執行長は、中執委を統括し、本会の運営を行う。

2 執行長は、評議員の互選により選出する。

**第50条** 執行長は、必要に応じて、副執行長を2名まで任命することができる。

2 執行長は、必要に応じて、評議会の承認を経て小委員会又は特別委員会（弥生祭実行委員会など）を設置することができる。

**第51条** 選挙管理委員会委員長は、その委員会を統括する。

**第52条** 事務長は、事務部を統括する。

### 第3節 評議員，文化局長及び運動局長

第53条 評議員は，毎年4月に各クラスより2名を選出する。

第54条 評議員は，クラス会議を運営し，評議会の一員として，その重要な任務を自覚して活動しなければならない。

2 評議員は，その個人的意見を重視される。

3 評議員が辞任するときは，評議会の承認を必要とする。

4 前項の場合，後任の選出については，評議会が管理する。

第55条 文化局長及び運動局長は，文化局及び運動局のそれぞれの部長の互選により決定する。

2 文化局長及び運動局長は，その局を統括する。

### 第4節 兼務禁止及び任期

第56条 次の役員の兼務は，これを認めない。

(1) 会長，副会長と執行長，副執行長

(2) 会長，副会長と評議会議長，副議長

(3) 評議会議長，副議長と執行長，副執行長

(4) 会長，副会長とクラス評議員

(5) 会長が任命する機関の長と会長又は副会長，評議会議長又は副議長及び執行長又は副執行長

第57条 前条の役員の任期は，1年とする。

### 第6章 会議の招集

第58条 総会は，会長が招集する。

2 会長は，前項の総会を招集する場合は，少なくとも3日前までに掲示しなければならない。

第59条 評議会は，評議会議長が招集する。

2 評議会議長が前項の評議会を招集する場合は，少なくとも1週間前までに掲示しなければならない。

### 第7章 選挙細則

第60条 選挙に関しては，別に細則を定める。

### 第8章 会計

第61条 本会の経費は，会員の負担金及びその他の収入による。

第62条 本会の会員は，別に定める会計細則に従い，所定の会費を納めなければならない。

第63条 本会の会計年度は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わるものとする。

る。

## 第9章 規約の改正

**第64条** この規約の改正は、総会において出席者数の3分の2以上の賛成を必要とする。

**第65条** この規約の改正は、総会の議決を経た後、校長が承認した日から発効するものとする。

### 附 則

この規約は、昭和38年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和45年5月7日改正）

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

### 附 則（平成12年5月2日改正）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。